

令和3年度 指導者資質向上事業 実施要項

1 目的

各競技団体の指導者養成の一環として、公益財団法人日本スポーツ協会及び中央競技団体の公認指導者資格を取得するための経費を補助し、継続的な選手強化に必要な高い資質を持つ指導者を養成することを目的とする。

2 事業主体

主 催 公益財団法人群馬県スポーツ協会 実施競技団体
共 催 群馬県

3 事業内容

競技団体から推薦された活躍が期待できる指導者に対し、公益財団法人日本スポーツ協会が実施する公認指導者資格コーチ3及びコーチ4の取得に係る経費の一部を補助する。ただし、「コーチ3、4を養成していない競技」及び「コーチ3、4の養成を当年度実施しない競技」についてはコーチ1、2を対象とする。

また、中央競技団体等の資格がこれに該当する場合は、それに準ずる。

4 対象団体 国民体育大会正式競技41団体とする。

5 推薦方法

競技団体は指導者として活躍が期待でき、資格取得の意欲のある3名以内を所定の推薦書に必要事項を記入し優先順位を付し推薦をする。

6 選考方法

選考は、各競技団体から推薦のあった指導者を下記の項目順に優先して選考を行い、予算の範囲内で県スポーツ協会選手強化委員会にて決定をする。

- (1) 各競技団体の優先順位が1位の者
- (2) 取得する資格が上位の者（優先順：コーチ4、3、2、1）
- (3) 年齢が若い指導者

※ 各競技団体から推薦のあった指導者が必ず選考されるわけではありません。

7 補助金対象経費及び上限額

交通費・宿泊費・教材費・受講料の経費全体の3/4を補助金対象経費とし、上限額は1名につきコーチ1、2が5万円、コーチ3、4は10万円とする。

8 留意点

- (1) 補助金の支払いは、「合格した場合のみ」として、精算払いとする。
- (2) 交通費及び宿泊費は、「競技力向上対策事業補助金使途基準」に基づく額を対象とする。ただし、講習会主催者等による宿舍の指定や斡旋がある場合は、使途基準に基づく金額を超えていても対象経費とする。
- (3) コーチ3、4を当年度養成している競技団体が、やむを得ずコーチ1、2の資格取得希望者を推薦したい場合は、事務局と協議することとする。
- (4) 対象者1名ごとに交付申請及び実績報告を提出するものとする。